※下記は、令和3年6月1日から施行する改正条例です。

食品衛生法施行条例(平成 12 年3月 31 日条例第 25 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業施設の基準)

- 第2条 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。)第 35 条各号に掲げる営業(同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。)に共通する法第 54 条に規定する条例で 定める基準(以下「営業施設の基準」という。)は、別表第1のとおりとする。
- 2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの営業施設の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 法第 13 条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐ を取り扱う営業に係る営業施設の基準は、前2項に定めるもののほか、別表第3のとおりとする。

(基準の緩和)

第3条 知事は、臨時の営業の場合その他前条に規定する営業施設の基準により難い場合であって、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、規則で定めるところにより営業施設の基準の一部を緩和することができる。

(営業許可証の掲示等)

- 第4条 知事は、法第55条の規定により許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により営業許可証の交付を受けた者(次項において「許可営業者」という。)は、営業許可証をその営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 許可営業者は、営業許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、営業許可証の再交付を申請することができる。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

- **第5条** 政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備及び職員の配置 の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
 - (2) 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高 圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のため に必要な機械及び器具を備えること。
 - (3) 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

(手数料)

- **第6条** 法第 55 条第1項の許可を受けようとする者又は第4条第3項の規定により営業許可証の 再交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。
- 2 前項の手数料は、手数料を徴収する事務ごとに、別表第4に定める額とする。

(手数料の納付時期)

第7条 前条の手数料は、法第 55 条第1項の許可又は第4条第3項の規定により営業許可証の 再交付を申請する際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

第9条 既に納付された手数料は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)附則第1条第3号 に掲げる規定の施行の日(令和3年6月1日)から施行する。